

1 重要な会計方針（全体）

(1). 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2). 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（または償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3). 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物…10 年～50 年

工作物…3 年～60 年

物 品…2 年～18 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によります。)

- ③ リース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4). 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金 未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。短期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち岩沼市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

- ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5). リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6). 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（本市の資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計など一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(8). 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

(9). 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が 60 万円に満たない場合は修繕費とすることとされており、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当の事項はありません。

3 重要な後発事象

該当の事項はありません。

4 偶発債務

(1). 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する負担はありません。

(2). 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

請負代金等請求訴訟 7,119 万円

民間企業が起こした油流出事故に伴い汚染された調整池等の清掃を行ったことに対する清掃作業の報酬を請求されているもの。

5 追加情報

(1). 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

財務書類 の区分	会計（団体）名	連結方法	比例連結 割合
一般会計等	一般会計	全部連結	-
全体会計	水道事業会計	全部連結	-
全体会計	公共下水道事業特別会計	全部連結	-
全体会計	特定公共下水道事業特別会計	全部連結	-
全体会計	国民健康保険事業特別会計	全部連結	-
全体会計	介護保険事業特別会計	全部連結	-
全体会計	後期高齢者医療特別会計	全部連結	-
全体会計	矢野目西地区土地区画整理事業会計	全部連結	-

公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計（公共下水道事業特別会計に統合）、特定公共下水道事業特別会計については、令和元年度より企業会計に移行し、地方公営企業法の財務規定を適用しています。そのため、令和元年度から全体財務書類の対象範囲に含めています。また、公共下水道事業特別会計（農業集落排水事業特別会計を含む）と特定公共下水道事業特別会計を全体財務書類の対象範囲に含めるにあたり、純資産変動計算書の期首純資産に両会計の期首純資産を含めているため、その分について平成30年度全体財務書類の期末純資産残高と不一致となります。

② 令和2年4月1日～同年5月31日までの出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2). 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

土地 10億9,830万円（12億2,351万円）

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

括弧内の数字は、貸借対照表における簿価を記載しています。